

北尾次郎の手紙

——紹介と翻刻——

西 脇 宏

北尾次郎直系の子孫である横浜の北尾家が戦災にあったことなどもあって、次郎の生涯を直接物語る伝記資料は、きわめて数が限られている。次郎の自己形成に重要な時期であったドイツ留学中——十六歳から二十九歳に至る人生で最も多感な十三年間を、次郎はドイツで過ごしたのである——の消息については、とりわけ資料が欠落している。北尾家に残されているのは、明治十七年一月の日付のある自筆の「獨逸國留学中履歴書」ぐらいであり、従来はその内容に即して、次郎滞独中の歳月が埋められてきた。ただし、おそらく求職のため文部省に提出されたのであると同書は、あくまで次郎の研究としての履歴を記したものに過ぎない。大学教授として公的生活を送る一方、ただ自らの楽しみのためにだけ、長大な独文小説を書きつづり、膨大な数のイラストを残した次郎の肉声は、そこからは聞こえてこない。

ところが幸運なことに、次郎の生家である松江の松村家には、次郎ゆかりの品が今まで大切に保管されてきた。松村家所蔵の次郎関係資料は、幼年期の手習い帳から、明治十七年の帰郷時求めに応じ

て筆を揮った画幅に至るまで、多岐にわたっている。その内今回は、次郎が留学中に実父母宛に書き送った十通の手紙を、以下に翻刻する。手紙には、年号や日付の記入がないものもあるが、年代順と思われる順序に配列した。長期にわたる外国滞在で、日本語をつづることさえ不自由となってもなお、はるかなふるさとの年老いた両親を思いやる次郎の切々たる心情は、何よりも雄弁に次郎のひととなりを物語っている。また、北尾次郎を離れても、明治の新時代の激流に翻弄された一族の記録として、次郎の手紙は貴重な資料となるのではないだろうか。

今回の翻刻は、稿者本来の専門外の仕事であり、多くの方々のご助力なくしては成立しえなかった。島根大学法文学部蘆田教授にはありがたいご助言をいただいた。島根県立図書館の内田文恵、北村久美子のお二人には、門外漢のつもりでもない思い違いを含む下書き全体に、丁寧な目を通していただき、全面的にご協力いただいた。記してお礼申し上げます。

最後に、長期間大切な資料をお貸し下さり、微妙な事柄を含む私

〔166〕

信の翻刻ということに、「これも先祖の供養になることですから」とご快諾下さった、松村富士子氏のご理解に、心より感謝申し上げます。

凡 例

- 一 次郎の手紙は日本語として破格の部分を含むが、翻刻に際しては、用字法・仮名遣い・改行など、できうる限り原文に忠実であるようにつとめた。
- 一 原文の一行が二行以上にわたる場合は、二行目以降の行頭を一字下げた。
- 一 慣用字・異体字は通行の字体に改めた。また、印刷の制約上、字体を変更したものもある。
- 一 稿者による本文中の註記、傍記は、「」内に入れた。註には、(1) のように番号をつけ、それぞれの手紙の末尾にまとめた。
- 一 判読出来ない箇所は、字数分の□で示した。

翻 刻

一 年号なし「1871年カ」3月28日付け

一 筆啓上仕候。先ツ以テ寒氣稍々退キ候所。⁽¹⁾先ツ以テ御両親ニハ。御氣嫌好ク御消光被為候ト遠察仕リ候。付テハ 小子モ十二月廿八日無異ニ「プロイス」⁽²⁾国ニ到着任リ候間何卒御

降心ノ程奉願候。

扱テ今ゴロハ喧キ手合ハ何如ニ少シハ止ミ候カ小子決シテ止ミ候ハズト遠察仕リ候。扱テ御両親ニハ許多ノ苦勞ヲ被為候事小子日夜案事申上候何卒六年

カ亦タ十年ノ間堪忍被為下追附ケ小子帰り御力ラニ相成リ申候。

兄寛藏事決シテ御力ラニ相成リ候ハジ故ニ事ノ大小

善惡トナク北尾ノ愚父ニ相談被為候様奉願候小子ノ居リ

候ヨリ百倍ノ力ニテ御座候小子善ク愚父ニ御両親

ヲ託シ置キ申候

兄御両親ニ無理ナ事ヲ申シ候ハ、何卒北尾ノ愚父ニ申シ被下

候様奉願候

鑛三郎事病如何ニ宜ク御座候カ血氣定マル

候迄テ少しツ、漢學ヲ學バセ然ル後チニ大坂醫學校

ニ出シ英學ヲ學バセ候方ガ宜キカト存申候然シ決

シテ東京ニ出シテハナラヌ

於關並ニ於榮⁽³⁾御事小子ノ帰申候迄テ針仕事ノ間タニハ御父上ノ

出来ケルダケ漢書ヲ讀セ下サレ決シテ音楽ナドハ學バセテハ

ナラヌ且ツ亦タ嫁入ナドモサセテハナラヌ小子少シ考ヒ有リ

何卒ノ御父上ノ酒ヲ呑ム事ヲ止メ被下様単ヒニ奉願候

小子此ノ事ノミ日夜奉案事候

姉様ニ宜ク御傳言奉願候喧キ手合ニモ亦タ

三月廿八日

次郎

御両親様

〔花押〕

- (1) 原文は「候。所」
 (2) 「直ヲリ」を抹消して。
 (3) 「血氣」を抹消して。

二 1873年7月10日付け「千八百七十三年七月十日 シタ、ム／ランチ、ウエサマ／キタヲ／ジロー／（花押）」の表書きあり。

I ①

ヒトフデ サシダシ モーシアゲ候 マヅモツテ ヲンチ、ウエサマニモ
 ヲンハ、ウエサマニモ マス／ゴキゲンヨク ヲクラシナサレ候
 ヲシ ウケタマワリ
 ワタクシ ヲ、キニ ジヤクヤク^{〔雀籠〕} ツカマツリ候、シカルトコロ
 「キタヲ」ノ チ、ヨリ
 ウケタマワルニ ゴリヨウシンニ タイシテ「クハンゾー」ギ ヲ、
 ヒニ フラツナル^{〔毛〕}
 シカタヲ イタシ候ヨシ ソレニヨツテ キンギン イルイハ モー
 スニ ヲヨバシ^{〔毛〕}
 シヨモツ トーヲ ノコラス カスメトリ「クヤ」ノ ヤマヤシキ
 ニ ベツキヨ
 ツカマツリ候 ヲシ ゴリヨウシンニ サヅ、、 ヲロヅノ コト
 ニツイテ ゴナンツ^{〔髪洗〕}ツ
 ナサレ候ベシト ワタクシ ヲ、イニ シンツー ツカマツリ候

シカシ イマニ
 イタツテハ シカタ ゴザナク候 ナニトゾ、、、 ゴリヨウ
 シンニハ シバラクノ アイダ
 カンナンヲ ヲシギ クタサレ ワタクシノ キコクスルノヲ
 シマチ クダサル候ヨ
 子ガ^{〔毛〕}ヘ タテマツル候、ソレニヨツテ ワタクシ トージ^{〔毛〕}ニテハ
 チカラノアルダケ ベンキヨウ
 ツカマツリ候 アイダ シナハチ ゴリヨウシンヲ ナラビニ「キ
 タヲ」ノ リヨウシンヲ
 アンラクニ ヤシナイタキ ノミニテ 候 ○「キヤ」ノ ヲバ、
 サマニハ イカゞ
 ヲクラシ ナサレ候ヤ トキドキ ヲチ、サマノ コトヲ ヲモヘ
 バ 七八子^{〔毛〕}ン イゼン
 ノ コトガ コイシク ゴザ候 ワタクシ トシヲ トレバ トル
 ホド ワタクシノ
 タメニ ダイジナル ヒトガ シク^{〔毛〕}ナク ナルモース 候、○ トー
 チニテハ ワタクシ
 ゴク ブジニテ キンガク ツカマツリ 候ヘバナニトゾ ゴト^{〔毛〕}ー
 子^{〔毛〕}ンノ ホド 子ガ^{〔毛〕}ヘ
 タテマツル候、ワタクシ 「ベルリン」ニテ ゴリヨウシンノ カ
 ワリヲ ツトメル
 ヒトヲ エタレバ イフク キンギン トーノ コトニツイテハ
 ナニトゾ ゴアンシンノ
 ホド 子ガ^{〔毛〕}ヘ タテマツル候、ソノヒトノ シヤシンハ「キタヲ」

ノ ヲヤヂ

シヨヂ ツカマツル 候へバ カリテ ゴランアルベシ「ホステル」

ト モース

ヒトニテ 候、マコトニ ワタクシニ コノゴトク キヲツケ モー

ス候 ○「リヨウサブロー」

ギハ ヲンチ、ウエサマ ナニトゾ ナルコトナラバ カンガク

ヲヨビ ワガクヲ

タクサン ヲサセ クタサレ シカラザレバ ヲ、イニ クイル

トキ キタルベシ○

○キヤノ「ムメ」ヲヂサマ ヲヨビ「トクサ」ヲヂサマ ハイカミ

ニ ヲクラシ

ゴザ候ヤ コーピンニテ ヲンシラセ クダサレ ○ワタクシノ

イモトハ

イカゞニ クラシ候ヤ コーピンニテ ヲンシラセ クタサレ ○

マタ

イロ／＼ト モース アゲタキコト ゴザ候へド ワタクシ ゴク

タヨーンシテ

カクコト カナイ モーサズ ヲツテ コーピンヲ マツ

(1) 二から五までは、縦書きではあるが、用紙の左から右へ向

かって書き進めるといふ特異な書式をとっており、手紙の

冒頭を示すために、書き加えたものと思われる。三の「ハ

ジメ」、四の「第一」も同じ理由による。

「ハジメ」

一フデ サシアゲモーシ アゲ候 サテモ ヲンチ、ウエニモ

ヲンハ、サマニモ マス／＼ ゴキゲン ヨク ヲンクラシ

クダサレ候ヨシト エンサツ ツカマツリ候 ワタクシ

エンポーヨリ サゾ／＼ ゴフユジ^{〔不自由〕}ヲ ナサレ候トスイサツ候 ナニトゾ／＼ モー十二^{〔末〕}子ノホドゴクナン

クダサレ候 シカルノチハ ワタクシ ナリタケ ナルホド アン

ラク

ヲクラシナサレル ヨーニ イタシ^{〔乏〕} ベク候 ○トージ^{〔乏〕}ニテ

ワタクシ ゴク ブジニテ カナラズ ゴアンジ クタサルマジク

○ワタクシノ イモートヤ ヲト、ヤイカゞ イタシ候ヤ

コーピンニ ヲンシラセクタ「サ」レ○木屋ノヲバゞサンハ

イカゞナサレ候ヤヒタ、ビメニカ、ルコト ナル^{〔乏〕} ガタキカトウレー モース候 ○木屋ノヲヂサン^{〔乏〕}カケハ イカゞ

コーピンニ ヲシラセ クダサレ○「ヲタリ」ハ イカゞイタシ候

ヤ

イロンナ コトヲ モーシ アゲタク ゴザ候へド コンニチハ

モー コレギリニテ シマイ モース候

1874「横書き」二月十四日

北尾次郎「花押」

御父上様 Di. Quita o「横書き」

三 1874年2月14日付け

四 日付なし「1874年カ」

第一

ヲテガミ タシカニ ハイケン ツカマツリ 候 ヲト、サマニハ
マズハ ゴキゲン ヨク クラシ ナサレ 候 ヨシ ウケタマ
ワリ

ワタクシ ヲ、エニ ヨロコビ モーシ アゲ候 マツモツテハ
ワタクシモ ソクサイニテ ベンキョウ イタシ候ヘバ

コアンシンノ ホド 子ガヘ タテマツリ〇 ヲテガミニテ ウケ
タマワリ 候 トーリ ヲンイエ ヤク

候 ハナハダ ヲドロキイリ 候 ソノ 上 御困窮ノ由 ウケタ

マワリ 少シナガラ 當国金

百両 御送リ上ケ候間 何卒 宜ク 御ツカイ下サレ 其レヨリ多
ク 指上候ハツ

ニ 御座候ヘドモ 小子モ學金ヲ 上ミヨリ モライ 候ワザル故
ヘシカタ

御座無ク〇鏝三郎 如何ニ成リ候ヤ 早くノ 東京江指シ出有可
御上様 如何ニ 御座候ヘヤ アイタク 御座候ヘドモ 三四年

ホドハ

當地ニ トゞマル 可シ〇日本ノ手紙ヲ書ク コト 甚ダ ムツカ
シクナリ

色々申上度事御座候ヘドモ先ツノ ノチノ ビンヲ待候可シ〇

〇贈上候百圓ハ 北尾ノ父ヨリ ウケトリ 下サレ

松村父母上様 北尾 次郎「花押」

(1) 1873 (明治六)年文部省は官費給与の制度を廃止した。

五 1874年9月20日付け「裏に自画像他のイラストあり。図
版参照。」

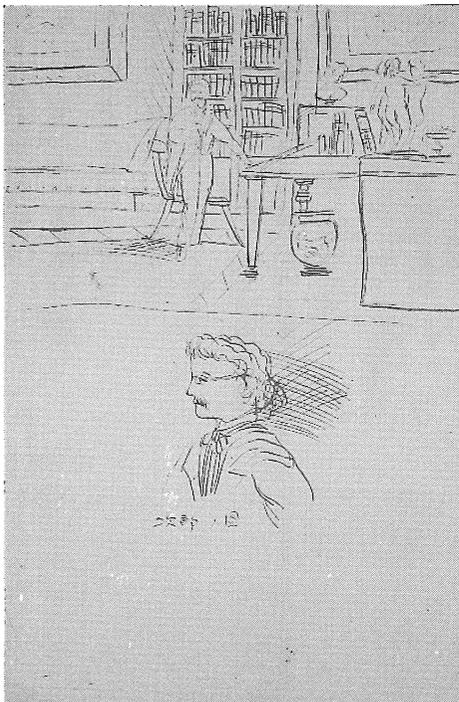
御父上様 次郎

先以御父上様御母上様ニモサゾノ御キゲンヨク ヲンクラシナサ
レ候ト エンサツ ツカマツリ候

ワタクシモ ゴク マメニシテ ガクモン イタシ 候ヘバ カナ
ラズノゴアンジ クダサル マジク候〇

センヂツノ タヨリニテ ウケタマワリニ「カタハラノ」イエヤ
ケ候ヨシ サゾノゴナンジート

スイサツ ツカマツリ候 ソレニツイテハ ヲタスケニモ ナロー
カトテ カ子 百リヨウー バカリ「キタヲ」ノ



図版 五の裏面

チハデ ヲクリアゲ候ガ ヲンウケ クダサレ候ヤ ソノコトノ
 チノ タビニテ ヲセクタサレ ○ワタクシノ
 フトート フヨビ イモートハ イカニ イタシ候ヤ 「リョーザ
 ブロー」「セツキ」ラハ ベンキョー イタシ候ヤ
 ○「キヤ」ノ イツカナイハ イヨ／＼ ソクサイニ ゴザ候ヤ
 「バツ」サマモ ゴケンコーニ アル候ヤ
 ヒータビ ヲメニ カヽリタシ ○セン子^三ン ワタクシ「ニッポン」
 ヨリ タビタチ セシ ヨリ イズレ
 六子^三ンカ マタハ 七年ハ 「ドツツ」グニニテ リウ^{留學}ガクシ^三ベ
 シト カンガヘシ トコロニ。ワタクシノ
 モクテキ イヨ／＼ タカクナリ 七年ノ タイリウ^{滞留}ニテハ ト
 ゲ ガタシ○「ヒノー」〔ナカニシヤ〕ノ
 イツカナイハ イカニイタシ候ヤ ヨロシク ゴデンゴン ○「キ
 ヤ」〔ヤマガチ〕〔サトーヤ〕〔ウチムラ〕
 〔ホンゴヤ〕〔ラクヤ〕〔マタハ〕ヨクタニカ ワスレ申候〕ヨロシ
 ク ゴデンゴン ○イロ／＼ ノ コト 申シアゲタク
 ゴザ候ヘドモ ノチノ ビンヲ マツ
 千八百七十四年 九月初十日
 キタヲ ジロー

六 1878 (明治十一年)年7月31日付け「唯一巻紙に墨書され
 た手紙。」

尔後御無音ニ打過候処其御地

御惣客御揃益々御安靜ニ
 被為涉瑣重ニ奉存候隨而小子^{トモ}迎も
 無恙勉学罷在候間此段御放
 神可被下候先般ハ御書状被下
 正ニ落手仕候得共名宛ノ相違アリ
 定而御間違被成事^{成事}併ナカラモ御無事
 ニ御暮し候義与安堵仕候小子義ハ
 當春二月一日試験相済独逸國
 ドクトル」ノ位ヲ受ケ益々励精罷在候
 然ルニ當時止宿致居候老婦
 至而懇切ニ世話致し^呉綵而
 都合宜間御安心可被下候
 養家北尾氏者近来彼是与^与
 不実意之事^事耳有之ニ付離縁
 ヲ為シ実家ニ立戻り候様可仕心
 得ニ有之候尤も其等ハ此方ニテ埒
 明候間決而御配慮ハ相掛ケ不申候
 只内々御承知御含迄ニ申上置候
 然ル上ハ帰朝シテ孝養干一
 ニ御安心為致度日夜思慮罷有候
 得共未タ不得其時ヲ候間猶四
 五年間此地ニ在留スル様御聞
 届有之度然リ而テ後全ク充分
 之修業行届候上ハ必ス御高恩ヲ

可奉報ハ勿論ニ御座候間右御猶豫

被下度奉願候

此寫真ハ先年ノ分又當年寫し取候

分共差上候是レニテ小子ノ壯健ニ暮し

居候事ハ御承知被下度候

別紙ハ「ドクトル」ノ位ヲ得タル寫し書ナレバ

入御覽ニ候

此衿巻は歐羅巴ノ婦人ノ皆用ユル

モノニテ寒氣ノ頃衿ニ巻クトキハ至テ

暖カナルモノナレハ母君ニ差上候間

御用ヒ被下候

小子義ハ近来日本ノ事ニ不馴ニ相成

書面も認メ兼候而終ニ御無沙汰

ニノミ相成候間此段ハ御用捨可被下候

乍併ツツシテ從是後ハ又追々御通信ハ

可申上候間此状到達次第ニ東京

ニアル友人古田融方迄御状ヲ御差出

被下度然レハ右古田より此ノ独逸國

日本公使館ニ相届候様同人ニ依

頼致し置候

右等得尊意度如此御座候認之

明治十一年

七月卅一日

次郎

御父上様

二仲親類皆々様ニ宜敷御傳言

被下度如何御暮被成候哉心配ニ候間

御返事被下候節ハ木屋ノ事

叔父様方ノ事等悉敷御申越し

被下度候又本文ニ有之候養家

離縁ノ事ハ極内ニ御承知被下候

呉々申上置候也

七 1879 (明治十二)年7月2日付け「欄外に「明治十二年八

月廿一日東京ヨリ到着ス」と朱での書き込みあり。」

古田融殿〔五〕江御頼被為候御手紙正ニ落手仕候先以御両親様御始メ

皆々様始終御機嫌克被成御暮千萬目出度奉存候□□私共

不相変無事ニ勉強仕居候間乍憚御安心可被下候御両親様ニも

追々御老年ニ被成御依頼之人無之彼是御心配之御様暮とも

御推察仕候就テハ私共も逐年一箇之人物ニ相成べく成丈テカラフシ竭 力御援助

仕是迄之御厚恩相報申度日夜心配罷在候就而者一日も

早ク帰朝仕度存候得共 何分学業中絶仕候てハ畢竟

誰之為ニも相成不申ニ付今暫留學仕度志願ニ御座候勿論學問

成就之上ハ真ニ帰國之存志ニ御座候然ハ当地滞在中より萬

端御心添申上候外良策も無御座候間當時御家録其

外如何被遊候哉後便ニ委御書御指越奉願候殊に左之七

箇條ハ能々御取調之上次之急便ニ御申越奉願候

一 縣下病院懸ニ被在候哉 又ハ病家御見舞謝礼御受被成候哉
 若シ病院懸ニ被在候得者月給何程御頂戴被成候哉 若シ
 病家見舞被成候得ハ一ヶ月ニ何程之謝礼金御受入
 候哉

一 是迄之御家録ハ如何被成候哉 若シ國債證書ニ而御受
 取ニ相成候者縦い高價にても御賣拂無之様奉願候

若シ已ニ御賣拂ニ相成候得者其ノ金子を以テ直ニ相当之

地面御買上被成正直之作人江御借シ渡シ年貢御

取上其ニ而御家事当分御取続被成候様御取 斗可被成候

且又縦ひ好利足を出シ候人有之候共決て金借等不成

様奉願候 時々元金を失ひ候危難有之候間屹度御慎ミ

被為候様奉願候 何れ共委細御申聞願候

一 壹ヶ年分之内財出財共委細御申聞願奉候

一 是迄借金被成候哉 若シ借金御座候得者何程被在候哉

一 寛藏ハ全ク御離縁ニ相成候哉 此之邊委細御申聞可被下候

一 御地方ニ而麦田或ハ稲田或ハ山林一反ニ付當時如何程之價ニ

御座候哉

一 地面之相場追々上リ候勢ニ候哉

右七ヶ條急便ニ委細御返答奉願候

縦北尾氏より私共江送金之為メ并無心申出候共決て無

心配御断り可被成候

一 御寫真御指越被下難有御礼申上候 皆々様息災之

御容顏拜見仕候相喜び居申候 後便ニハ私共之寫眞を

御指上可申候 阿闍女阿栄も追々成長學問も

出精之様子承り大ニ相悦び申候尚此上出精被致
 候様御傳言奉願候此度□指急き右要
 用迄尚餘ハ後音ニ讓申候

堅惶謹言

明治十二年

七月二日

次郎

御両親様

〔花押〕

尚々隨分御自愛御專一奉禱候 乍憚木屋其外皆々様江

宜敷御傳聲奉願候 草々

八 1881 (明治十四)年12月28日付け

明治十四年十月十七日御認之御手紙同年十二月廿日到着

難有拜讀仕候寒氣之砌ニ御座候得共 御両親様始

御機嫌能御暮被遊大慶之至ニ奉存候 私共儀不相交

無事ニ勤学罷在候 乍憚御安心可被下候 私共婦朝

之儀ニ付北尾氏より御助力願出候御様子承り甚以驚

申候御手元ニ而者右等之事件一切御懸念無之様

致度事コソ孝子之勤ト存居申候間此邊少も

御心配ナク只私共婦朝迄御無事ニ御暮被成

候様是斗禱居申候 先便御手元歳入歳出

委細御申越被下難有存候扱國債證書ハ

如何御取斗被成候哉 高利貸付或ハ不費

商方等を始メ遂ニ紛散ニ落入候士族数々

有之候様子御國人より承り甚心配罷在候就而者右等之事等ニ付種々勘考仕候處當時人情輕薄之

砌誰一人ニテも信スベキ者無之ニ付當時無利足之品ナレ共始終不易不動之産尚此頃廉價之機會ニ

御買入被成候儀至當之策ト存候私共之考ニハ

山林或ハ田地を買入当分貸付候方上策ト

存候何分ニモ右御所致後便ニ委細御申越

奉願候私共帰朝之時期年々相延定而

御待遠敷可有御座御氣毒ニ存候然シ決而等間ニ

指延候儀ニハ無御座脩学之都合ニ仍り来夏

迄相延申候右ニ付明年中ニハ十年餘之別後□ジ

御面會可仕今より相喜居申候間 御老年之御身

躰重々御手當御□美ニ御暮シ被成候様專ニ奉

禱候 寛蔵ハ如何いたし居候哉不相易不始

末之行状ニ候哉是所御申越奉願候私共

帰朝之上ハ萬事は迄之御心配引受敷

十年以来之御厚恩相報可申候

只御自身御保護私共無事帰

國之期御待受之程今□□奉願候

尚餘者期後信之辰候

以上

明治十四年十二月廿八日

次郎

御面親様

おせきさま
おゑいさま

〔宛名の下の追書〕

御手紙袋ニ御手紙御封ジ五「セン」

郵便符御ハリ松江郵便所江御指

出ニ相成候ハハ四十五日之後ニハ当

府に着可存候別ニ北尾漸一郎

江御頼候ニハ相及不申候

各方定而私共を御見忘被成候と存候間前以御心待

御驚き無之様今より申入置候

九 1882 (明治十五)年6月4日付け

四月中御差出シノ御書面五月卅日爰元当着拜見致候處父上様長々御

病氣ノ由

実ニ驚キ入候御老体ニモ是在リ候得ハ非常ノ御薬養是在リ度小生帰

国ノ上ハ金

子等ハ如何様共致候間必ス御心強ク御養成被下度幾重ニ合掌奉願上

候扱

御病氣トウケタマワリ候得ハ直様帰國致ス可キハ当前ノ至リニ候得

共小生儀當時

ハ本願寺宗大教正北畠道龍師当地方へ当春中ヨリ参ラレ日本教法ノ

儀ニ付

欧州各国教法トノ取調へノ為メ爰元滞在相成リ居候ニ付テハ萬瑞相

談

周施^②等ハ小生当春中ヨリ引受居候モノ必竟日本人民ノ一大事殊ニハ公使ナドノ

口ソエモ是在リ容易ナラザル場合ニ際シ居リ候テ自身今引離レ候テハ甚ク

不都合ヲ醸シ候暫ク之間帰国ハ相成ルマシグ奉存候最モ当時ハ寛藏氏トノ御間モ至ツテ御平和ノ様子ニテ於榮事モ御謠シ被成候趣キシテ見レハ小シハ御安

心ト奉存候然シ夫故自身帰国ヲ猶豫致候儀ニハは無ク候得共何分自分儀

ハ獨逸国滞在ハ早ヤ拾年余ニモ相成リ多分知己朋友モ是在リ半ハ故郷ノ思

ヒニテ実ニ日本ニテ御勘考相成リ候様子ニテハ決シテ。は無候。最モ幼少爰元^①当着以来学校

通ヒノ頃ヨリシテ交際致セシ婦人是在リ右ハ真ニ兄弟ノ如ク交り居リシヲ。獨逸。朋友共

ヨリモ一應進メラレ遂ニ婚姻^①致候事ニ取極申候如何ノ御思召ニ候也然シ前申

上候通り十年余モ住ナレシ地方ナレハ自然ナツカシク右ノ都合ニ立至候ハ々甚ク満足

之至リニ御座候即チ右婦人ノ寫眞差上申候右婦人ハ年齢^②拾九才性質ハ柔知^③ニシテ

縫ヒ針等モ至極善ク致候日本ノ辭ヲモ追々習ヘ候様子ニ御座候、返テ御老人ノ御樂ミトモ

思ヒ居候殊ニ日本婦人ナト々々ガエ怠惰ノ振ル舞ハ決シテは無ク候

殊ニ固^④レハ帰国ノ

節同道致度キ心組ニ御座候付テ暫クノ間御忍ヒ被下度幾重ニモ奉願

上候次ニ僕モ

下女モ御遣ヒニ相成ラズ只御両親様ハカリ「ノ」御様子甚ク不安心

ニ御座候如何ノ御都合

ニ候ヤ是亦タ心配致候間是非一人ハ御召遣ヘニ相成リ余リ無理ナル御□キ等是

無キ様致度奉存候何レ北畠氏ノ取調べ運ヒ次第ハ直様帰国致ス可余

ハ申上

事度^{下上}山海他日ニ讓ル也誠恐謹言^{〔折角〕}節格御病体御保養遙カニ奉訴候也

明治十五年六月四日

父上様

次郎 再拜

猶々母上様並ニ寛藏妹方ヘモ何レ遠カラズ御目ニ掛リ候間宜シク奉願候也

(1) 原文は、姻と「女へんに延」の漢字。自分で誤字に気付き、ルビを振ったものと思われる。

(2) 原文の漢字は、へんとつくりが逆になっている。

十 1883年9月1日付け

七月九日ノ御書状八月廿六日到着先ツ以テ御父上儀御

病氣輕快ニ赴キ候由小子安意奉賀候此上ニモ重子^{下上}ノ

御身體御養育ノ挿^{下上}ト奉願候

先便高田政正君ヲ以テ御送り申上候金子ハ御困却ノ時
 到着イタシ内外臨時ノ御用ニ相成リ候由シ小子甚々
 安悦罷リ有リ候然ル處ニ公債證書ニ付テ小子兼々
 ノ考ヘニテハ小子ノ手本ヨリ四五百圓ノ金ヲ附増シ松江
 近方ニテ用地買求メ其ノ利足ヲ以チテ御両親御心勞
 無ク御消光ナサレ候様ト多年此ノ方考ヘ罷リ有リ候
 所江公債證書賣却遊サレ其ノ上御損失ノ由シ小子
 ノ失望此ノ上モ無シ實ニ遺念ノ至リニテ御座候
 小生夫婦儀今年十月十五六日龍動府ヨリ出帆
 到シ十二月五六日ゴロニハ横濱到着到シ可キ候小子
 到着ノ上直クサマ小子ノ新婦ト同行シ御當地エ向ヘ
 罷リ出テ十余年以來始メテ御両親ノ御面テ係リ小子
 新婦御両親ニ御引合セ申上ゲ小生ノ通り御慈愛ヲ願ウ可ギ
 ハツニテ御座候ヘドモイカニセン小子ノ餘算甚々乏シク
 東京ニテ小子ノ進退定マラザル間ハ小子新婦ト同行
 松江エ罷リ出小子多年ノ望ミヲ達スル事ハ出来難キト存ス
 候ヘバ此ノ段御承知ノホド奉願候イツレニ三月間ニテハ小子
 進退相定マル候ヘ御面會申上ケ御両親松江ニテ御生活ナサレ
 候ヤ亦ハ小子方ヘ御引取り申上ゲ小子夫婦共モニ御養
 育申上候ヤハ御面會ノ上ヘ御両親ノ御望ミヲ受賜リ
 決定到シ可ク候
 小子旧兒守「ヲタリ」至極健康ニテ暮シ申候由甚々
 悦ヒ入り申候小子此ノ度ビ獨國ノ一女ト縁結到シ日本國ニ
 ヲイテ一家ヲ立テント欲スル處新婦ハ他國人ナリ小生モ亦

十余年他國在留ノ故ヘ他國人同様ナルガ故ニ小子及ヒニ
 家婦一家ヲ治ル為ニハ徳實信儀一下女ヲ以テ甚々
 要用ト為ス「ヲタリ」儀小子兼テ徳實ト相考ヘ罷リ
 有リ候故東京エ召シ出シテ小子家婦ノ輔佐ト至シ候ヘバ
 家内萬事混雜無ク小子ノ一家治ル行ク事ト存シ
 候ヘバ何トゾ「ヲタリ」ニ小子夫婦ノ望ヲ御傳言下サレ
 御聞合セノ程奉願候先ツハ草々以上

九月一日

西曆千八百八十三年

北尾次郎

松村御両親方へ

拜

小婦ヨリ御両親エ宜ク亦タ木屋祖母其外親類エ一同ヘ
 宜ク御傳言

兄寛藏儀ハ如何ガ到シ候ヘヤ此エモ宜ク

(1) 自分で誤字に気付き、ルビを振ったもの。